



ファミリーサポートセンター利用料助成事業



ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図るため、平成29年4月1日からファミリーサポートセンターの利用料助成を行います。

(1) 助成の対象

- ・ ひとり親家庭医療費の受給世帯
- ・ 生活保護を受けている世帯
- ・ 前年度分の市町村民税が非課税の世帯
- ・ 中国残留邦人等の支援給付の受給世帯

(2) 助成金額

- ・ 利用料の2分の1（1月あたり1万円を限度とします。）
※交通費等の実費分及びキャンセル料は除きます。
※子育て応援券で支払った分は除きます。

(3) 申請方法

- ・ 助成を受けるには、事前登録が必要です。利用料助成登録申請書（様式第1号）を提出してください。
- ・ 登録の決定を受けた日以降の利用料について、助成申請ができます。
- ・ 申請書等の様式については、ホームページに掲載するほか、ファミリーサポートセンター及び次の提出先にも設置しています。

(4) 申請書の提出先

西那須野支所	保育課
本庁	子育て支援課総合支援係
塩原支所	総務福祉課

○お問合せ先
〒329-2754
那須塩原市あたご町2番3号
子ども未来部保育課児童係
TEL 0287-46-5535



©みるひい 那須塩原市

【手続きの流れ】

1 那須塩原市ファミリーサポートセンターの利用会員のうち、下記に該当する方

- ① ひとり親家庭医療費の受給世帯
- ② 生活保護を受けている世帯
- ③ 前年度分の市町村民税が非課税の世帯
- ④ 中国残留邦人等の支援給付の受給世帯

2 「ファミリーサポートセンター利用料助成登録申請書」(様式第1号)に下記の書類を添えて市へ提出してください。

- ① ファミリーサポートセンター会員証の写し
- ② 右記の書類のいずれか
 - ・ ひとり親家庭医療費受給資格者証
 - ・ 生活保護受給証明書
 - ・ 所得・課税証明書
 - ・ 中国残留邦人支援給付受給証明書

3 市において書類の審査を行います。
登録決定(却下)通知書の送付

却下

登録の却下
助成を受けることが
できません。

登録

4 ファミリーサポートセンターを利用後、「ファミリーサポートセンター利用料助成金交付申請書」(様式第5号)に活動報告書の写しを添えて市へ提出してください。

5 市において助成の可否を決定し、決定通知書を送付します。

6 指定口座へ助成金を振り込みます。